

1. 公共工事の執行(①関係)

【工事】①地域平準化率(地域ブロック単位※)

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国(国土交通省以外の国の機関を含む)、都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

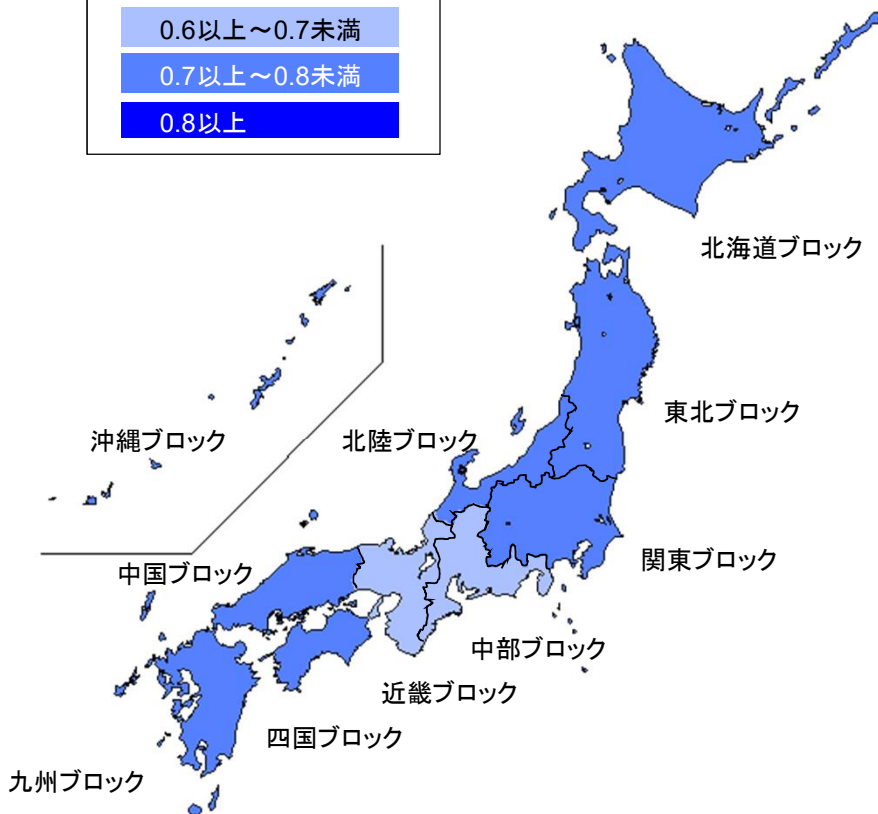
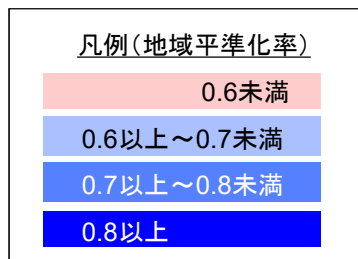
「一般財団法人日本建設情報総合センター
コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象: 契約金額500万円以上の工事
稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

■地域平準化率の実績値(R2)

■実績値(R1・R2)と目標値(R6)



地域ブロック	地域平準化率			対象範囲
	実績値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)	
北海道	0.72	0.72	0.80	北海道
東北	0.73	0.74	0.75	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.68	0.71	0.80	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.78	0.76	0.80	新潟県、富山県、石川県
中部	0.67	0.65	0.80	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.72	0.68	0.78	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.76	0.73	0.90	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.76	0.73	0.90	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	0.70	0.70	0.80	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.75	0.71	0.80	沖縄県
全国	0.71	0.71	—	—

平準化率のデータ抽出時点: 令和3年4月14日

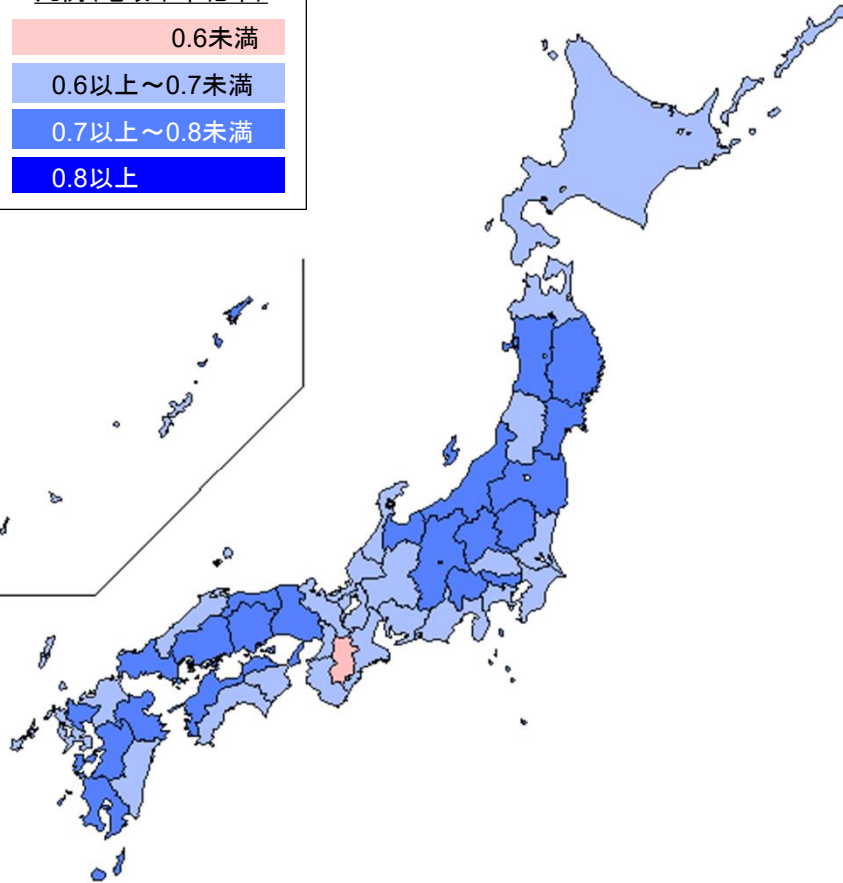
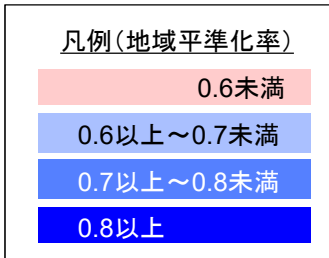
【工事】①地域平準化率(県域単位※)

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター
コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用
対 象:契約金額500万円以上の工事
稼働件数:当該月に工期が含まれるもの

■地域平準化率の実績値(R2)



平準化率のデータ抽出時点:令和3年4月14日

■実績値(R1・R2)と目標値(R6)

県域	地域平準化率			県域	地域平準化率			県域	地域平準化率		
	実績値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)		実績値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)		実績値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)
北海道	0.68	0.69	0.75	石川県	0.75	0.69	0.80	岡山県	0.72	0.71	0.90
青森県	0.65	0.63	0.75	福井県	0.68	0.68	0.76	広島県	0.74	0.76	0.90
岩手県	0.75	0.73	0.80	山梨県	0.68	0.73	0.70	山口県	0.81	0.75	0.90
宮城県	0.77	0.79	0.75	長野県	0.74	0.79	0.75	徳島県	0.74	0.65	0.90
秋田県	0.75	0.74	0.80	岐阜県	0.77	0.68	0.80	香川県	0.77	0.75	0.90
山形県	0.68	0.69	0.75	静岡県	0.60	0.64	0.80	愛媛県	0.78	0.77	0.90
福島県	0.65	0.71	0.75	愛知県	0.66	0.60	0.80	高知県	0.70	0.68	0.90
茨城県	0.65	0.63	0.70	三重県	0.61	0.63	0.80	福岡県	0.69	0.66	0.80
栃木県	0.60	0.73	0.70	滋賀県	0.65	0.61	0.74	佐賀県	0.67	0.76	0.80
群馬県	0.63	0.73	0.70	京都府	0.73	0.68	0.77	長崎県	0.65	0.63	0.80
埼玉県	0.59	0.62	0.70	大阪府	0.67	0.63	0.73	熊本県	0.78	0.74	0.80
千葉県	0.59	0.62	0.70	兵庫県	0.78	0.70	0.82	大分県	0.80	0.73	0.80
東京都	0.72	0.74	0.80	奈良県	0.73	0.59	0.81	宮崎県	0.67	0.62	0.80
神奈川県	0.64	0.63	0.70	和歌山県	0.73	0.67	0.78	鹿児島県	0.61	0.71	0.80
新潟県	0.80	0.77	0.80	鳥取県	0.81	0.73	0.90	沖縄県	0.70	0.67	0.80
富山県	0.73	0.74	0.80	島根県	0.74	0.68	0.90	全国	0.70	0.69	—

補助事業における事業加速円滑化国債の活用について

- 事業加速円滑化国債は、5か年加速化対策事業や災害復旧事業等のうち工期が複数年度にわたる事業について、**国庫債務負担行為を設定**することにより、**重要インフラの計画的な整備の推進や円滑な施工の確保が可能となり、適正な工期の確保や施工時期の平準化等に資するもの。**
- 補助事業においても事業加速円滑化国債を活用し、**自治体工事における適正な工期の設定による円滑な施工の確保及び施工時期の平準化を一層推進。**

補正予算における従来型事業のイメージ(R3補正予算時)

	1年目(補正イメージ)	2年目
出来高	0	200
支払	80(前金払)	120
年割額	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 総額(200) <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 県費100 国費100 </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 県費60 国費60 </div> </div>

翌年度へ繰越(120)

※前金払80(県40、国40)を支払った場合、残額の120(県60、国60)を繰越

明許繰越により1年間の工期延長は可能であったが、**補正予算スタート国費付国債を活用**することで、**3か年以上の工期の工事が発注可能**となる。

補正予算スタートの事業加速円滑化国債の活用イメージ(3か年国債の場合)(R3補正予算時)

	1年目(補正イメージ)	2年目	3年目
出来高	0	210	90
支払	84(前金払) <small>(1年目+2年目の出来高の4割)</small>	104 <small>出来高払(2年目の出来高の9割(1年目の支出分を除く))</small>	112 精算払
年割額	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 総額(300) <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 県債務負担42 国債務負担42 </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 県債務負担52 国債務負担52 </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 県債務負担56 国債務負担56 </div> </div>

※国庫債務負担行為に基づく前金払の取扱については、各地方公共団体が定める規程等により実施。

本スキームを活用する際の留意点

- 本スキームを活用するには、**事業加速円滑化国債が設定された年度中に契約を結ぶ必要がある。**

補助事業における事業加速円滑化国債の活用イメージ

○ 5か年加速化対策事業における橋梁、トンネル、電線共同溝、樋門等の道路、河川補助事業において、複数年にわたる工期の事業実施のため、「事業加速円滑化国債」を活用。

想定事業イメージ

(例) 橋梁



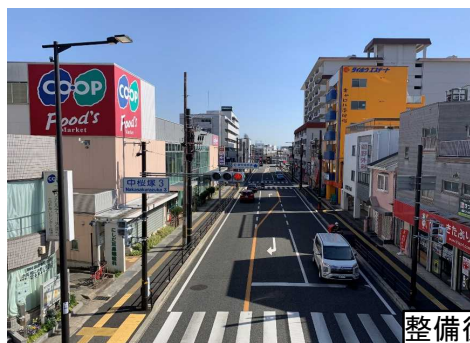
(例) トンネル



(例) 電線共同溝



整備前



整備後

(例) 樋門

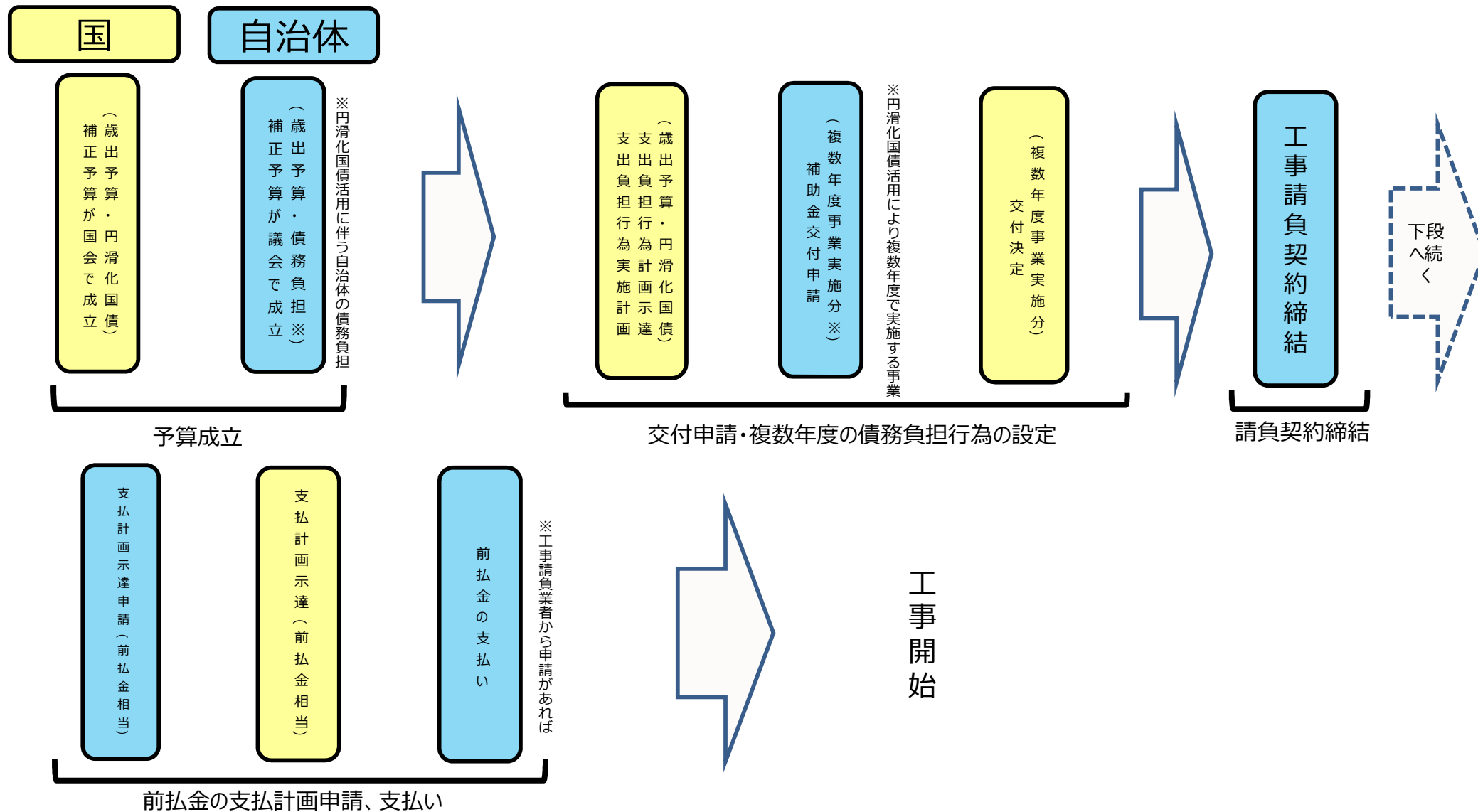


【参考】補正予算成立からの事業加速円滑化国債活用までの主な流れ

補正予算成立から工事実施までの部分の主な流れを示したもの

※実際の手続きの際には、各地方自治体の方針に従う。

【イメージ】



1. 公共工事の執行(②関係)

適切な価格転嫁に向けた発注者等への周知徹底

「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」

(令和4年4月26日国不建第52号～第55号、国交省不動産・建設経済局長 → 建設業者団体、公共発注者、民間発注者)

- ◇ 取引価格を反映した**適正な請負代金の設定**や納期の実態を踏まえた**適正な工期の確保**に加え、本年実施した**モニタリング調査の結果も踏まえ、スライド条項の適切な設定・運用**や**必要な契約変更の実施**について要請

契約締結時

公共・民間それぞれの標準約款に記載されている**請負代金や工期の変更に関する規定(スライド条項等)**を**適切に設定**すること

契約締結後

それらの規定を**適切に運用**すること

受注者や下請から**協議の申出があった場合は適切に応じる**こと等により、状況に応じた**必要な契約変更を実施**するなど、適切な対応を図ること

- ◇ 各関係者における取組の推進に向け、通知先に応じてそれぞれ以下を周知

建設業者
団体

- ・ 下請企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるため、**発注者との契約においても適切な対応**を図ること
- ・ **資材業者等に対しても同様の配慮**を行うこと

公共
発注者

- ・ **資材単価の改定を月ごとなど適時に行う**こと、状況等を踏まえて**単価設定のための調査の時期の前倒し・頻度の増加等**の対応をとること、可能な限り最新の時点の単価を用いて積算すること等により、**原材料費の最新の取引価格を請負代金へ適切に反映**すること

民間
発注者

- ・ 建設工事の受注者は、発注者が事業を推進する上での**重要なパートナー**であり、また、**受発注者間の価格の転嫁が元下間・資材業者等への転嫁に当たっても重要**となることから、**適切な対応**を図るべきこと

- ◇ 価格転嫁に関する相談等を「**建設業フォローアップ相談ダイヤル**」にて受け付けている旨周知

「ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分のアスファルト合材価格への適切な転嫁について」

(令和4年4月26日20220426製局第1号・国不建第56号、**経産省**製造産業局長・**国交省**不動産・建設経済局長 → 日本アスファルト合材協会、建設業者団体、公共発注者、民間発注者)
(**両省の連携により発出**)

- ◇ アスファルト合材の取引に係る事業者に対し、アスファルト合材について、原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、**当事者間で十分に協議の上適正な取引価格を設定**するなど、適切な対応を図ることを働きかけ
- ◇ **公共・民間発注者**に対しても、同様に、**適正な請負代金の設定**や**必要な契約変更の実施**について要請

➡ 適切な価格転嫁、取引の適正化に向けて、**官民協働**で取組を推進

国交省直轄工事におけるスライド条項の取扱い

価格変動が・・・

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

《これまでの運用ルール》

- 工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「搬入した月、又は購入した翌月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更。



《新たな運用ルール》

- ① 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。
- ② 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、工場への搬入時期を証明できれば「工場へ搬入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とする。
- ③ 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可とする。